

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～年末調整・確定申告まで大切に保管を!～

問 住民福祉課 国保年金係 ☎62-9111

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において、その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料の全額が社会保険料控除の対象となります。社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

日本年金機構本部から「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(または領収書)を添付してください。

【控除証明書の送付時期】

- ・平成29年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に送付されます。
- ・平成29年10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方には、平成30年2月上旬に送付されます。
- ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除に加えることができます。ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ、申告してください。
- ご不明な点は、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のはがきに表示されている電話番号にお問い合わせください。



健康ふじみ通信 ～心も体もいきいきと 楽しく暮らせる高原の富士見町～

問 住民福祉課 保健予防係 ☎62-9134

「健康管理 編」

富士見町国民健康保険では、加入者の40～74歳の方を対象にした特定健康診査を行っています。

平成28年度は対象者のうち1,366人が特定健康診査を受診し、受診率は51.5%(約2人に1人が受診)でした。皆さん、健診結果はいかがでしたか?

富士見町国民健康保険加入者の40歳～74歳で特定健康診査を受けた方のうち

- 約2人に1人がLDLコレステロール(120mg/dl以上)値が高い! → 脂質異常の状態 **昨年より減少☆**
- 約4人に1人が血糖(100mg/dl以上)値が高い! → 高血糖の状態 **昨年より増加!**
- 約4人に1人が最低血圧(拡張期血圧85mmHg以上)値が高い! → 高血圧の状態 **昨年より増加!**

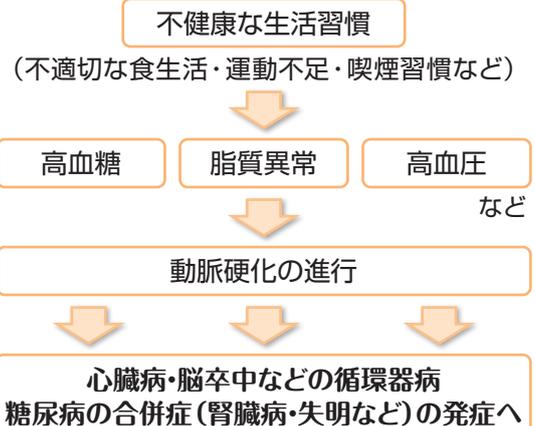
「メタボ」が注目されていますが、富士見町民は腹囲が基準範囲でも、他のリスクが重なっている方が多くなっています。右図のように高血糖等のリスクが重なり動脈硬化が進行すると、もろく傷ついた血管になるため、心筋梗塞や脳梗塞になったり、透析が必要になることが多くなります。

これらには生活習慣の改善、治療が必要です。健診結果についてご質問等ありましたら、お気軽に保健センターへご相談下さい。

健診有所見者の割合(%)

	LDLコレステロール		血 糖		拡張期血圧	
	H27	H28	H27	H28	H27	H28
国	54.2	52.9	20.9	21.6	18.8	18.6
県	53.5	51.9	21.7	22.6	20.0	19.4
町	57.3	52.6	22.1	24.4	23.0	25.1

生活習慣病はこのような進行します



(厚生労働省資料をもとに作成)